

陳 情 文 書 表

<p>受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名</p>	<p>陳情第198号（8. 5. 1） 陳情第36－2号（令和5年11月30日）採択について、陳情第178号のように事実を反した答弁をして放置せず、受け入れて、直ちに対応することを求める陳情</p>
<p>陳 情 の 要 旨</p>	<p>改めて陳情第36－2号（令和5年11月30日）採択の趣旨を尊重し、「道義的責任」としてその内容を受け入れるとともに、必要な具体的対応を速やかに実施すること（同陳情の陳情事項2及び6を除く）。</p>
<p>陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>兵庫県伊丹市 学校事故事件被害者遺族の会 代表 新上五島町いじめ自死第三者委員会 元委員 西尾 裕美</p>
<p>送 付 委 員 会</p>	<p>教育こども委員会</p>

2026年5月1日

神戸市会議長様

(陳情者)

伊丹市

学校事故事件 被害者遺族の会 代表

新上五島町いじめ自死第三者委員会 元委員

西尾 裕美

(電話



陳情36-2号(令和5年11月30日)採択について、  
陳情178号のように事実を反した答弁をして放置せず、  
受け入れて、直ちに対応することを求める陳情

### 陳情趣旨

陳情178号(令和8年2月18日)に対する教育委員会の答弁には、事実と異なる内容や曖昧な表現が多く見られ、十分な説明がなされませんでした。その結果、議員が正確な情報に基づいて審議を行なうことが困難となり、常任委員会において審査が尽くされないまま審査打ち切りとなりました。

また、陳情36-2号(令和5年11月30日)の採択について、「道義的責任」として採択趣旨を受け入れ、直ちに具体的な対応を行なう意思があるのかも明確ではありません。

「平成18年2月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案におけるいじめの有無及びその対応を調査する委員会(以下「調査委員会」という)」の調査報告書では、これまで議会に対して虚偽や不正確な答弁が繰り返し行なわれてきたことが厳しく指摘されています。それにもかかわらず、今回の答弁においても同様に虚偽や不正確・曖昧な説明が見られました。

以下にその問題点を指摘しますので、陳情36-2号(令和5年11月30日)の採択について、「道義的責任」においてきちんと対応することを改めて求めます。

#### <問題点1>

調査委員会の調査報告書に対して、これまで認めるか、認めないかの明言を避け、実質認めない姿勢を3年以上貫いていましたが、陳情178号の答弁において、次の3点を除いて認める旨の発言をされたように受け取ることができます。

#### 認められないと主張される3点

- ①陳情第15号(令和元年11月29日)採択後も教育委員会の姿勢は消極的であった旨と記載されているが、それは認められない。教育委員会は積極的であったと主張する。

②「監理室による内部調査はあくまでも議会での批判をかわすために形式的に行われたものであると評価できるものであり、「公文書該当性の限定解釈」「公文書制度の軽視」などの表現に矮小化する表現にとどめたことは不当であると評価できる。」旨の記載は認められない。

③調査報告書に書かれた上①②以外の内容は認めるが、すべて「故意」ではなく「過失」である。

だが、故意であれ過失であれ、教育委員会や当該校が行なった行為が、被害者側の名誉を傷付けたり、多大な損害を与えている以上、その解消のために可能な限り対応を行なうことが当然です。が、いまだ対応は行なわれていません。

## <問題点2>

<問題点1>③に関して、調査報告書に指摘された不法行為・不当行為・不適切行為は数えきれないほどあります。次の四角内の記載内容は、教育委員会が市会に報告（令和5年5月19日）する際に挙げた内容です。これらすべての行為を「過失」だと主張するのは相当の無理があると思われませんが、それでも「過失」だと主張されるのでしょうか。

ちなみに、これらすべて「過失」によるものであるならば、市教委事務局職員は、事務能力が極めて低い職員の集団だと言わざるを得ません。担当者だけでなく、それをチェックする管理者も、能力が低すぎる上に責任感も皆無です。これでは極めて重大な事務処理上の問題が山積されていることになります。

しかし、おそらくそのようなことはないでしょう。市教委事務局職員は優秀な人が集められているでしょうから、つまり、これらの行為は「故意」でなければ成立しないと考えられます。

なお、マークシートの試験問題で全問不正解にするためには、全問正解できる知識を有していなければ実現できません。理屈はこのことと同じです。

### (2) 学校の対応

- ・担任はいじめを疑わせる徴候を漫然と見過ごし、また注意した場合にもその場で通り一遍の指導で終わらせていたものであり、不適切な対応であった。
- ・教頭の発言について、当該児童の被害感情にしっかりと寄り添うことができず、適切な対応が取られていなかった。
- ・当該児童側からの風評の訴え（本件発覚後、関係児童やその保護者らに虚偽の噂を広められるなどの風評被害を受けたこと）に対する学校側の対応は不適切であった。
- ・校長が、転校関係書類の書き直しを命じたこと、いじめの事実を全て否定するかのような副申を行ったことは、転校妨害であり、不当行為にあたる。

### (3) 教育委員会の対応

#### ①裁判所への回答

- ・市教委の裁判所への回答のうち、

「事案発覚直後から、原告保護者の要望により原告本人からは直接事実関係の確認ができず」との点、

「2月中旬以降、被告の一人から『子どもから事情をきかないでほしい。』といった趣旨の申し出があったことで、被告側の児童の一人からは事情を聞くことが困難となった」との点、

「2月末に原告が被害届を出して垂水警察の取り調べが始まってからは、被告側の児童を含めた関係児童から事情を聞くことが困難となった」との点、

「4月には、原告本人が指定外通学を申請し転校することになり、原告からの事実の確認ができない状態が続いた。」との点、

いずれの内容についても、事実と反する記載があると認められる。

- ・事実と反する内容や悪意ある情報選択を行ったと言わざるを得ない対応は、不当行為と言える。

## ②議会答弁

- ・歴代教育長ら市教委幹部等の答弁（上記、裁判所への回答に基づく答弁）は、明らかに客観的事実に反する。無批判的に過去の答弁内容を受け入れ、つじつまがあわないところを取り繕うような態度をとり続けた教育委員会の態度について、これを隠蔽体質と批判されることは、やむを得ない。

- ・議員を通じての回答（教育委員会が当該児童からの聞き取り等を要望する連絡に対する、当該児童の保護者からの回答）について、4回とも回答はあったと評価されるべきであり、誤りを認めて訂正し、場合によっては謝罪等の名誉回復措置を講じるべきであった。

にもかかわらず、現在まで放置していることは、不当行為と評価できる。

- ・平成24年2月の文教経済委員会における指導部長の発言（「どういう対応をとったかという資料が全然残ってない」、「2月の途中までの記録は残っているが年度末までの記録がない」）は、明らかに虚偽答弁である。

## ③情報公開請求への対応と学校作成資料等の内部調査

- ・時系列資料を不当に公文書から外し、不開示とした点については、理由提示が不十分であると言わざるを得ず、隠蔽であると評価すべきものである。

- ・監理室による内部調査はあくまでも議会での批判をかわすために形式的に行われたものであると評価できるものであり、「公文書該当性の限定解釈」「公文書制度の軽視」などの表現に矮小化する表現にとどめたことは不当であると評価できる。

## <問題点3>

当時の藤原政幸 学校教育部長（現、水道事業管理者）、江尻勝也 児童生徒課長（現、経済観光局部長）は、事実と異なっていることを認識したうえで、あえて事実と異なった内容の答弁書を作成したことを、調査委員会の聴取で認めています。両名自身が自ら認めたこと

で、調査委員会は「故意の虚偽答弁」であったと認定しています。ところが、竹森教育委員会事務局長は、教育委員会が調査した結果、「故意」ではないと答弁しています。

兩名は事実と異なる内容の答弁書を意図的に作成したと、自ら説明しているにもかかわらず、教育委員会がこれを「故意ではない」と主張する理由は不明です。福本教育長は「教育者は法的責任はもちろん重要だが、その前に道義的責任が求められる」と常日ごろ述べておられます。であれば、その理由を根拠を示して説明するべきです。

令和8年3月19日、西ただす議員がそのことについて質問していますが、竹森事務局長は、人事に関する事、処分に関する事を理由に挙げ、説明できないとして答弁を避けています。しかし、藤原・江尻兩名は処分を受けていません。また人事に何か影響をしているようにも見えません。現に、藤原氏は現在「水道事業管理者」であり、江尻氏は「経済観光局部長」です。

また、竹森氏は兩名が調査委員会に説明した内容と、教育委員会に説明した内容は全く同じで、それぞれに異なった説明はしてはいないと述べています。兩名の調査委員会への説明は録音され、文字起こしされ、議事録として存在します。兩名は、教育委員会事務局の部長・課長時代に、事実と異なっていることを認識したうえで、あえて事実と異なった内容の答弁書を作成したことを、調査委員会の聴取で認めています。つまり、竹森氏の答弁からは、兩名は教育委員会に対しても同様の説明をしたこととなります。

調査委員会は、本人らが自ら認めたことで「故意の虚偽答弁」であったと認定しています。一方、教育委員会は当人らが故意に虚偽答弁書を作成したと説明しているにもかかわらず、「故意ではない」と判断しています。この判断根拠は極めて重大な問題です。これを明らかにしなければ、この先も同様の虚偽答弁が繰り返されます。

#### <問題点4>

令和元年11月29日の答弁（調査委員会は虚偽答弁と認定）に関して、被害者の保護者から4回返事がなく無視されている旨の答弁について、「了解の返事をいただいている」と答弁原稿に書くところを、「了解の」をうっかり抜かして「返事をいただいている」と書いてしまった「単純ミス」だと説明しています。常任委員会のプレッシャーの中で誤りに気づけなかったとも釈明しています。

しかし、その説明には矛盾が多く、不自然であると言えます。

まず、単純ミスだったのなら、なぜ7年以上も経った今頃になって、突然このような説明をされたのでしょうか。すぐに単純ミスだと説明し、訂正すればよかったことだと思いますが。

それどころか、令和元年文教こども委員会（2019-11-29）議事録No.1に、「1：本会議録に関する注意事項」として、「本委員会会議録中、陳情第15号「いじめの事実を真剣に積極的に確認することを求める陳情」に関する当局の説明及び答弁において、保護者の方にはこれまでに4回御連絡いたしましたがお返事をいただいておりますという趣旨の発言が

ありますが、12月27日の本委員会において、当局より、この説明及び答弁は誤ったもので、当初2回については保護者の方から御返事をいただいていたとの報告がありました。」と訂正されています。この訂正は竹森事務局長の説明と大きく矛盾します。

加えて、常任委員会から1か月も経っていれば、その時の「常任委員会のプレッシャー」からも解放されているでしょうし、冷静に組織として協議し判断されたはずです。

ではなぜ、今頃になって「単純ミス」だと説明したのでしょうか。「単純ミス」だと言うのであれば、今度は令和元年12月27日の訂正は虚偽答弁ということになります。しかも、冷静に組織として協議し、判断した上での虚偽答弁となります。どちらが真実なのでしょう

か？  
(なお、被害者側は、実際は訂正ではなく、虚偽答弁を回数の問題にすり替えるための手段だと考えていることを付記します)

二つ目に、答弁原稿は江尻課長が単独で書いたものではありません。戸田係長と一緒に作成しています。そして、それを藤原部長が確認しているのです。江尻課長が仮に単純ミスをしたとしても、戸田係長がその場で訂正できたはず。そのための組織です。

藤原部長・江尻課長・戸田係長らが同時に「常任委員会のプレッシャー」を受け、同時に「単純ミス」を犯すことは考えられません。

三つ目は、常任委員会の数日前に、上原議員の控室に虚偽の説明に行っています。口頭で説明しており、「原稿の単純な書き間違い」とは決して言えません。口頭説明は双方向ですから、同議員も確認のため何度か聞き直しています。

加えて、日本維新の会、日本共産党、つなぐの3党派にはそのような説明を事前に行っていないのに、上原議員に事前に説明に行ったことも極めて不自然です。

最後に四つ目として、令和元年11月29日の常任委員会場で、三木議員、小林議員の両名がその答弁は事実に反していることを指摘しています。その上で、被害者父は4回すべて返事をしていることから答弁の訂正を求めています。「単純ミス」なら、その時誰かが気づいて訂正できたはず。藤原部長・江尻課長・戸田係長らは、両議員の質問をはっきりその場で聴いていますが、誰も訂正はしていません。

#### <問題点5>

教育委員会は被害者側に謝罪済みだと、繰り返し何度も言われていますが、被害者側は謝罪を一切受けていないと言っています。なぜ、このような食い違いが起こるのか不思議でなりません。

被害者側からは、「謝罪をしたと言われるのであれば、いつ、どこで、誰が、誰に対して、何について謝罪したのですか？ 具体的にお答えください。」と何度もメールや文書などで質問をしていますが、いまだに回答はありません。この回答ができないということが、謝罪をしていない証と言えます。

なお、再三、教育委員会は長田教育長と福本教育長が被害者側に会った旨強調されていますが、その時に謝罪をしたと言われるのであれば、何に対して謝罪をしたのでしょうか。長田教育長に関しては、教育委員会とマスコミが協議して、夕方のニュースに間に合わせる理由から、面談前に謝罪シーンを前撮りされています。そこには被害者側は不在ですから、その時のことを謝罪と言われているのでしたら、被害者側は何を話されたのか聞いておりません。そもそも謝罪とは、相手に会って行なうのが世間の常識です。その後、直接会って面談しているのですから、その際、教育委員会側から謝罪の言葉があつて然るべきですが、そのような発言は確認されていません。当然、被害者側の録音には謝罪の言葉は一言も録音されていません。市教委側も録音しており、事務局職員が10名程度同席していたのであるから、議事録も取っているでしょう。それでも説明がいまだにできないということは、そもそも謝罪はなかったのです。

また、福本教育長に関しては、「ゆっくり話せる環境ではなかった」と述べていることから、謝罪の言葉は全くありませんでした。それどころか、会場に議員やマスコミがいるとの理由で、約束の時間を「故意」に1時間以上も遅れて現れました。事前に議員やマスコミの聴講の了承を得ていたにもかかわらず、そのような態度で「ゆっくり話せる環境」が築けるのでしょうか。責任転嫁も甚だしいです。

#### <問題点6>

村野議員の質問に対し、福本教育長や竹森事務局長の答弁は、被害者側と会って誠意をもって説明するように述べていたように思えます。しかし、いまだ事務局からその調整などの連絡はありません。つまり、議会での批判をかわすための方便だったと捉えることができます。

#### <問題点7>

福本教育長は、本件について「早期に解決したい」「解決しなければならない」などと繰り返し答弁していましたが、なぜ、いまだに議事録を訂正しないのでしょうか？最も簡単なことです。

陳情書には「ところで、故意であれ過失であれ、事実と異なる答弁を行ない、市民の名誉を著しく傷つけているのですから、直ちに訂正するのが行政機関の義務です。」と書かれています。

さらに、調査報告書には、「現在まで放置していることは、不当行為と評価できる。なお、名誉回復措置を命ずる判決においては、名誉回復措置を講じてこなかったことを、慰謝料の加算理由とするものもあることを付言する。」とまで書かれています。

ところが一方、令和元年文教こども委員会（2019-11-29）議事録No.1に、「1：本会議

録に関する注意事項」として、教育委員会は自分たちに都合の良いときだけ訂正をしています。従って、このように同様のやり方で簡単に訂正はできるはずですが、できない理由はないはずですが、なぜいまだに訂正をしないのでしょうか。

(なお、被害者側は、実際は訂正ではなく、虚偽答弁を回数の問題にすり替えるための手段だと考えていることを付記します)

#### <問題点 8>

片寄校長が退職時に個人情報(学校作成によるいじめ調査の時系列資料、担任教諭作成の生徒への指導記録)を持ち出した問題について、竹森教育委員会事務局長は筋違いな答弁をしています。

陳情書で次の通り述べています。

「関係者が他の第三者に渡した個人情報の回収を行なうことが陳情の趣旨です。校長が破棄したからといってそれで問題が解決したわけではありません。

事実、片寄校長から個人情報を受け取った、教育委員会関係者は公益通報制度の趣旨に則りマスメディアに提供しています。それを入手した文春や毎日放送がセンセーショナルな報道を行なっていることから、多数の者が現在も保有している事実は明白です。当然ながら私どももその資料を保有しています。」

教育委員会はマスメディアに対して回収を試みたのでしょうか。少なくとも私どもから回収しようという行動はいまだにありません。

#### <問題点 9>

調査委員会に出席した際の旅費の支払いについて、本件被害者の保護者に、神戸市旅費条例に基づき旅費を支払ったことのみを答弁しています。

このことも筋違いです。陳情の趣旨に反します。陳情書では次の通り述べています。

「本件被害者保護者のみに支払いを求めているのではなく、すべての調査委員会で、旅費条例に基づいて支払うことを求めているのです。神戸市旅費条例では、調査委員会の聴取を受けた被害者ら事件関係者の旅費はすべて支払う義務が生じています。」

例えば、市教委HPには次の調査委員会が掲載されています。

- ・令和5年度に発生の神戸市立中学校いじめ問題調査委員会
  - ・令和5年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会
  - ・令和2年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会
  - ・令和元年度の発生の神戸市立中学校いじめ問題追加調査委員会
  - ・平成29年12月22日に発生した神戸市立高等学校における学校事故に係る調査委員会
- これら公表されている調査委員会や非公表の調査委員会も含めて、被害者をはじめ事件事故関係者に旅費を支払っているのでしょうか。

## <問題点10>

再発防止策について、「神戸市教育委員会改革方針 2021」及び「実施プログラム 2021」に基づいて、組織風土改革に取り組んでいるので、調査報告書の指摘を基にした再発防止策を改めて策定する必要はないと述べています。しかし、<問題点3><問題点4>で指摘したように、過去の過ちを同じように繰り返しています。

例えば、本件調査報告書では、片寄校長が教育委員会にいじめの報告を公文書で行なった後、市教委は校長に隠蔽するように指示し、校長もそれに従ったことが事実認定されています。(調査報告書 P.59～「2 いじめ認定・説明の変遷について」 P.87～「3 いじめの認定ができないとする理由及びその当否」)

また、2016年に起こった垂水区女子中学生いじめ自死事件でも、教育委員会は「校長先生 腹くくってください」と隠蔽をするように圧力をかけています。

激辛カレーで有名な東須磨小学校の教員がいじめ事件でも、被害教員が市教委に提出した証拠資料の半分以上を、市教委が調査委員会に提出せず隠していたことも発覚しています(市教委はミスだと主張されています)。

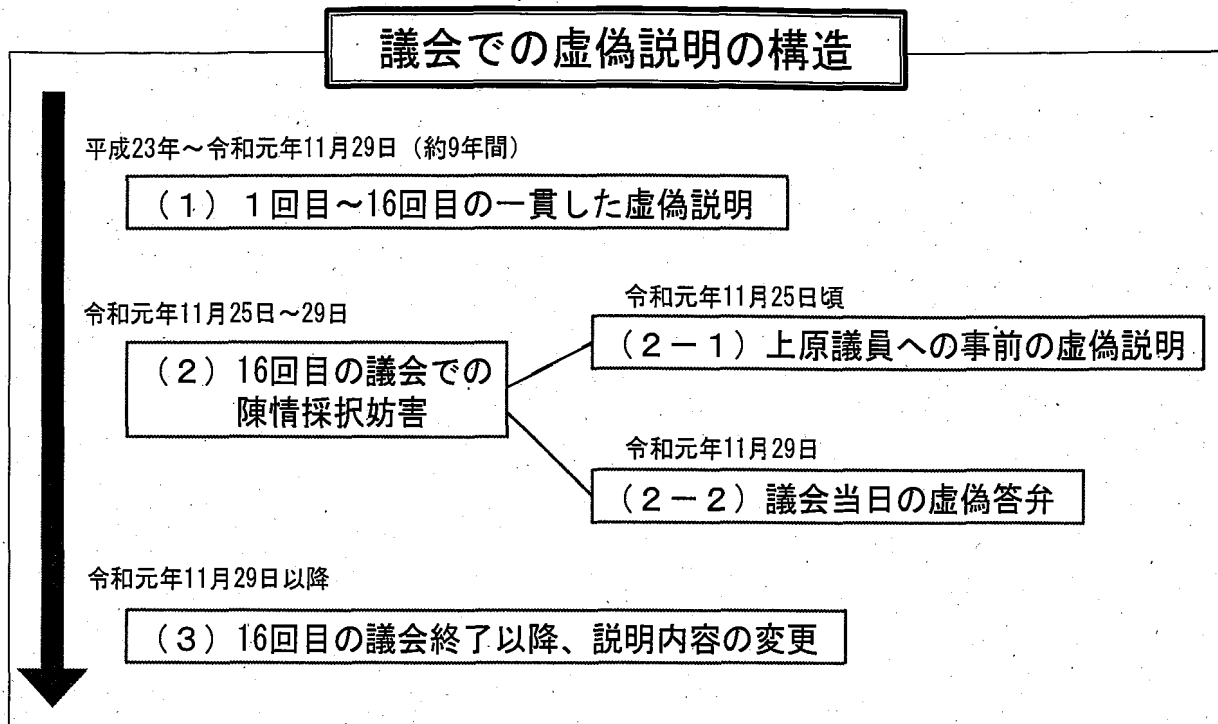
このように現場の教職員は誠心誠意子どもたちのために正しいことを行なっていますが、それが市教委にとって都合の悪いことであれば、圧力をかけて真実を捻じ曲げさせています。2021年の改革方針やプログラムが全く役に立っていないことが容易にわかります。竹森事務局長の答弁は、藤原・江尻両氏が過去の過ちを認め反省したことを否定しているのですから、それでも新たな再発防止策は必要ないと主張されるのでしょうか。

以上、挙げればキリがないほど問題だらけですが、この問題点1～問題点10にとどめます。

\*\*\*\*\*

なお、竹森事務局長は調査報告書を読んでも理解ができず、あのような答弁をしたのか、それともあえて議員の皆様を混乱させるためなのかは不明ですが、混乱と誤解を避けるために、調査委員会が指摘している虚偽答弁についての解説を、次ページ以降に付記します。

議会での虚偽説明には下図の通り、(1) (2) (3) の3つに分けられ、そのうち(2)がさらに2つに分かれます。つまり、大きく4点の不当行為が存在します。それを把握したうえで、改めて陳情書をご覧いただければ幸いです。



### (1) 1回目～16回目の一貫した虚偽説明

裁判所に提出した回答書が、虚偽ではないかと証拠資料を添えて指摘されたにもかかわらず、それを確認もせず、9年間幾度と議会で繰り返し答弁してきたことは、虚偽答弁に当たる。

その時々答弁者である教育委員会幹部が、裁判所への文書を事実と信じていたのが虚偽答弁とまでは言えないと通常は考えられるであろう。しかし、本件で実際の答弁者となった森本教育委員長（指導部長時代でも答弁あり）や林教育次長（指導部長時代でも答弁あり）らは、当時の指導課長として実際の実務を行っていた人物である。従って、裁判所への文書を事実と信じていたという言い訳は通用しない。林指導課長らが実際の作成担当者だったからである。そのような状況下で、当人らの答弁は過失とは言えない。

平成26年4月11日、同月18日の竹下指導部長との面談以降は、故意であることは明確である。資料48の60頁～62頁では、被害者側が提出した証拠資料とは一切突合していないし、今後も突合することはないと繰り返し明言している。資料と突合しない調査は、調査とは言えない。従って、意図的であったと考えるのが自然である。

## (2) 16回目の議会での陳情採択妨害

当調査委員会が発足されるきっかけとなった16回目の常任委員会（令和元年11月29日）において、長田教育長・藤原部長・江尻課長ら教育委員会は陳情が採択されないように、被害者父が教育委員会からの連絡を無視していると事実と反した説明を行ない、あたかもモンスターペアレンツであるかのような印象を議員らに与え、不採択あるいは審査打ち切りの判断をするように画策した。

この行為は、事実に基づいて議論・判断される議会において、意図的に事実と反した情報を与え、議員が誤った判断を行なうように画策したことが問題なのである。これらは議会を軽視したもので、民主主義の根幹が揺らいでしまう。公務員としてあってはならないことである。

まず、**(2-2) 議会当日の虚偽答弁** から説明する。議会陳情の15回目までは教育委員会の虚偽答弁を事実だと信じる与党議員が多数だった。そのため15回目まですべて審査打ち切りあるいは不採択となってきた。しかし、16回目となる令和元年11月29日の常任委員会では、この時の委員構成が与党5名、野党5名と均衡し、無所属の上原みなみ議員がどちらに付くかで結果を左右することとなった。危機感を持った教育委員会は、長田教育長と藤原部長両名による、被害者の親があたかもモンスターペアレンツであるかのような印象を与える虚偽答弁を行なった。

虚偽の概要は次のとおりである。教育委員会は積極的に調査を行ないたいので、被害者への面談を申し入れている。しかし、それを父親が拒否していて調査ができない。すでに4回も面談を申し入れているが、すべて無視して回答が全くない。

このようなウソの説明を教育委員会からされれば、普通の人は「なんと非常識な親なのだ」と思うであろう。非常識な親からの訴えは受け入れられないと考えるのが多くの議員である。

さて、改めて事実を説明すると、4回ともすべて無視したということは断じてない。4回ともすべて教育委員会に回答している。被害者父は令和元年2月以降、教育委員会とは電話・郵便・Eメールで連絡を取っており、「無視して回答をしていない」ということは事実と正反対である。市教委とのメールの送受信は13件（資料49-1-1から資料49-13）あり、それだけでも教育長らが虚偽答弁をしていることは明らかである。

4回のうち2回は被害者父から返答しており、戸田係長からは受け取った旨のメールが2件（資料49-8、資料49-11）ある。後半2回は、三木しんじろう議員が私に代わって返答している（資料50 2頁下から15行目～8行目 赤字部分）。

次に、**(2-1) 上原議員への事前の虚偽説明** について説明する。

上述の通り、委員構成が与党5名、野党5名と均衡し、無所属の上原みなみ議員がキャスティングボードを握っていた。

そこで江尻課長は、議会の数日前となる令和元年11月25日頃、上原みなみ議員の控室をわざわざ訪れ、「無視して回答をしていない」といった同様の虚偽説明を行ない、モンスターペアレンツであるかの印象を、議会がはじまるまでに強く植え付けた。同議員が「採択する」に手を挙げるかどうかで、事実上結果が決まる。誤った判断をさせよ

うと画策したのである。

当初、上原議員は「採択」を表明していたが、江尻課長の説明を聞き、「採択しない」旨に変えた。そのため江尻課長の説明は議員を欺くためのもので、事実でない旨を証拠の資料を添えて説得する必要が生じた。上原議員を説得できたのは、議会開始直前の30分前であった。

### (3) 16回目の議会終了以降、説明内容の変更

16回目の議会では、「無視して回答がない」と答弁していたにもかかわらず、その後は「面談を断った」と説明内容を変えている。面談を断ったことは、回答を無視したことにはならない。「無視して回答がない」と「面談を断った」とは全く意味が異なる。このように巧妙に説明内容を変え、議員の問題意識を消してしまったのである。

面談を断ったことは事実であり、その事実に対して、「面談を断った」と説明されれば、何が問題なのか論点が見えなくなってしまう。そのため議員たちは大きな問題だと捉えなくなってしまったのである。

さらに、この手口は巧妙に変化していく。4回のうち2回は回答があったと、一見訂正して謝罪をしたかのような錯覚を与える。そもそも4回ともすべて回答しており、そのうちの2回ではない。今度はいつのまにか回数の問題に論点をすり替えており、一体何が問題なのか次々とわかりにくくしていくのである。

そして最後の止めは、令和元年12月27日の議会である。完全に回数の問題にすり替え、あたかも謝罪と訂正を行なったかのように装おう答弁をしたのである。

(資料50 1頁1行目～10行目 青字箇所)

結果、これら一連の教育委員会の手口により、ほとんどの議員が騙されてしまったのである。

以上、実に見事な戦略で、次々と議会を欺いていったのです。議員の皆様はご理解いただけましたでしょうか。まずは議会での虚偽説明の構造を理解して、改めて陳情書をご覧いただき、ご審議いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

## 陳情事項

陳情178号(令和8年2月18日)の答弁について、教育委員会は事実に反した答弁や曖昧な答弁に終始しており、陳情36-2号(令和5年11月30日)採択について、「道義的責任」として採択趣旨を受け入れ、直ちに具体的対応を行なうのか不明です。

よって、改めて陳情36-2号(令和5年11月30日)採択の趣旨を尊重し、「道義的責任」としてその内容を受け入れるとともに、必要な具体的対応を速やかに実施することを求めます。

ただし、陳情36-2号(令和5年11月30日)の陳情事項2、6を除きます。陳情事項5に関しては、「被害者保護者の旅費」とは、本件被害者保護者のみの旅費を指しているのではなく、すべての調査委員会の被害者保護者等関係者の旅費のことです。

以 上